

資料 I - 2 - 2 - ①

公共事業関係費の事項（事業区分）と所管府省

公共事業の事業区分を一般会計予算の公共事業関係費の事項別の区分で整理すると次のとおりである。

事項（事業区分）	所管府省
1 治山治水対策	—
治 水	国土交通省
治 山	農林水産省
海 岸	農林水産省、国土交通省
2 道路整備	国土交通省
3 港湾空港鉄道等整備	—
港湾整備	国土交通省
空港整備	国土交通省
都市・幹線鉄道整備	国土交通省
新幹線鉄道整備	国土交通省
航路標識整備	国土交通省
4 住宅都市環境整備	—
住宅対策	国土交通省
都市環境整備	国土交通省
5 下水道水道廃棄物処理等	—
下水道	国土交通省
水道	厚生労働省
廃棄物処理	環境省
工業用水道	経済産業省
都市公園	国土交通省
自然公園等	環境省
情報通信格差是正	総務省
6 農業農村整備	農林水産省
7 森林水産基盤整備	—
森林整備	農林水産省
水産基盤整備	農林水産省
8 調整費等	
調整費等	総務省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省、環境省
地域再生基盤強化交付金	農林水産省、国土交通省、環境省
9 災害復旧等	関係府省

(注) 1 一般会計予算の区分により作成した。

2 北海道及び沖縄県で実施される公共事業のうち、内閣府及び国土交通省において予算が一括計上されるものについては、移替え・繰入れ先の省で整理した。

3 調整費等及び地域再生交付金については、移替え・繰入れ先の省で整理した。

4 公共事業関係費を所管する府省は、表中の6府省（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）に加え、沖縄総合事務局を地方支分部局とする内閣府である。

5 「災害復旧等」は、評価法の下で事前評価の実施が義務付けられている個々の公共事業の範囲から除かれている。

公共事業に係る評価に関する主な経緯

- 平成 9 年 12 月 5 日 「物流効率化による経済構造改革特別枠」に関する関係閣僚会合
総理から公共事業全体への「再評価システムの導入」、「費用対効果分析の活用」について、公共事業関係 6 省庁に指示
- 10 年 3 月 27 日 公共事業の実施に関する連絡会議（第 4 回）
建設省等公共事業関係 6 省庁が、各省庁所管のすべての公共事業について再評価システムを平成 10 年度から導入することを申し合わせ。また、再評価システムの導入と同時に新規事業採択時の費用対効果分析についても、基本的に全事業について導入することとし、平成 10 年度から試行を含め運用
- 11 年 3 月 30 日 公共事業の実施に関する連絡会議（第 6 回）
費用対効果分析の共通的な運用指針（試行案）を策定
- 11 年 4 月 27 日 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）（抄）
事業の実施の前後において、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することにより、公共事業の決定過程の透明化及び評価の適正化を図る。
事業の完了後における費用効果分析を含む事業評価についても、その運用方針等の作成に向けて、関係省庁において、平成 11 年度より順次、評価の試行に着手する。
- 11 年 7 月 30 日 「平成 12 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 11 年 7 月 30 日閣議了解）（抄）
公共投資全般について、省庁間の枠を越えた事業間の連携の強化、公共工事のコスト縮減対策の推進、費用対効果分析等の客観的な評価による採択の必要性の検証、再評価システムの適用による継続事業の見直し等を更に徹底することにより、事業の効率化・効果的实施を図るとともに、その透明性を十分確保する。
- 11 年 8 月 30 日 公共事業の実施に関する連絡会議（第 7 回）
事後評価の試行等について口頭申し合わせ
- 12 年 12 月 1 日 「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）（抄）
政策評価の円滑な実施、政策評価に関する実施要領の速やかな策定、費用対効果分析による事業評価（国土交通省）を推進等
- 13 年 6 月 22 日 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）成立
- 13 年 6 月 26 日 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）（抄）
経済社会状況の変化等により費用対効果の低下した事業を改めて見直すルールづくり、第三者による評価内容のチェックと資料・データの公開、事前評価に当たっては同種事業の事後評価の結果を踏まえて行うなどの改善が必要である。
- 14 年 1 月 25 日 「構造改革と経済財政の中期展望」（平成 14 年 1 月 25 日閣議決定）（抄）
（公共投資の規模、効率化、PFI の活用）
公共事業の効率性・透明性の向上に向け、事業評価の改善（第三者によるチェック、事後評価結果の同種事業への活用、評価手法の改善など）、コスト縮減、法改正により適用範囲の拡大等が行われた PFI の一層の活用、既存ストックの有効活用、一般競争入札の拡大等競争性の向上、過度の入札制限の見直しなど具体的な取組を進める。

- 14年4月1日 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）施行
- 14年6月25日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）（抄）
（実効ある効率化の実現）
公共事業の効率化のため、さらに厳格な事業評価を行い、その結果を予算編成に十分反映する必要がある。このため、事前評価に同種事業の事後評価の結果を確実に反映する仕組みを構築する。また、第三者による評価内容のチェック機能の強化、関連情報を含めた情報公開の徹底、国民に対する説明責任の明確化を実現する。
- 14年11月29日 「平成15年度予算編成の基本方針」（平成14年11月29日閣議決定）（抄）
（公共投資の効率性・透明性の向上）
評価手法の改善・共通化の推進、第三者による評価内容のチェック機能の強化、人口動態等を踏まえた厳正な需要予測（モデル、データ）など関連情報を含めた情報公開の徹底などを進めることにより、事業評価の仕組みを一層改善する。
事業評価の結果を予算に十分反映する。事前評価、再評価及び事後評価を公表し、比較・検証した上で、実績の伴わない事業については、予算要求や計画の見直しに活用するとともに、同分野の評価手法や今後の計画・調査等へ反映する仕組みを導入する。
- 15年12月5日 「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）（抄）
（公共投資の効率性・透明性の向上）
公共事業においても、政策目標を国民の視点で策定し（Plan）、目標達成のために予算を効率的に活用し（Do）、目標達成状況を厳しく評価し（Check）、評価結果を施策改善や予算に反映させる（Action）というマネジメントサイクルを確立するとともに、情報公開を徹底し、透明性の向上を図る。
（個別プロジェクトの見直し）
再評価を適切に実施することにより、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下した事業を中止するなど、個別プロジェクトの見直しを行う。事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、かい離の原因、改善策も含めた関連情報の公開を徹底するほか、第三者によるチェック機能を強化する。また、事業評価を踏まえ個別事業の新規採択・継続・中止の判断を行うことにより評価結果を予算に十分反映する。
なお、評価手法については、事後評価の結果や他の事業で用いられている手法との比較検討を踏まえ、一層の改善を図る。
- 16年12月3日 「平成17年度予算編成の基本方針」（平成16年12月3日閣議決定）（抄）
（事業評価の厳格な実施等）
政策目標の策定（Plan）、予算の効率的な活用（Do）、目標達成状況の評価（Check）、評価結果の予算等への反映（Action）というマネジメントサイクルを確立し、事業評価を踏まえ個別事業の新規採択・継続・中止を判断するなど評価結果を予算に反映する。事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、第三者によるチェック機能の活用、情報公開の徹底、透明性の確保を図る。また、評価手法については、他の事業で用いられている手法との比較検討等を踏まえ、一層の改善を図る。
- 17年12月6日 「平成18年度予算編成の基本方針」（平成17年12月6日閣議決定）（抄）
（事業評価の厳格な実施等）
効率的な事業実施のために、事前・事後の事業評価を厳格に実施する。事業評価に当たっては、第三者によるチェック機能の活用、情報公開の徹底、透明性の確保を図りつつ、事業評価を踏まえて個別事業の新規採択・継続・中止を判断するなど、評価結果の予算への反映を徹底する。

- 18年12月1日 「平成19年度予算編成の基本方針」（平成18年12月1日閣議決定）（抄）
（各分野における歳出改革）
② 公共投資
特に、談合の排除を徹底し、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充等を通じた入札・契約の一層の競争性、透明性、公正性の確保に取り組むとともに、引き続き評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価を厳格に実施する。
- 19年12月4日 「平成20年度予算編成の基本方針」（平成19年12月4日閣議決定）（抄）
（各分野における歳出改革）
① 公共投資
国・地方を通じて入札談合を廃絶し、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充等による入札・契約制度の改革に取り組むとともに、引き続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実及び厳格な適用を実施する。
- 20年12月3日 「平成21年度予算編成の基本方針」（平成20年12月3日閣議決定）（抄）
（住宅・公共投資）
経済社会状況の最新のデータに基づいたPDCAの厳格な実施、事業評価に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不断の見直しを行いつつ計画的に実施し、引き続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実及び厳格な適用を実施する。

資料 1-2-2-③

各府省における個々の公共事業の評価の概要

【厚生労働省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	評価法第9条に規定する政策 〔水道施設整備に係る 国庫補助事業及び厚生 労働大臣が主務大臣 となっている独立 行政法人水資源機構 が実施する事業〕	事業採択前の段階において実施	【地方公共団体等が実施する事業】 ○事業費10億円以上 厚生労働省 ○事業費10億円未満 水道施設整備事業者 【水資源機構が実施する事業】 水資源機構	新技術の活用、コスト削減、代替案立案等の可能性、事業の必要性、計画の適切性等を踏まえ、費用対効果等の検討を各事業ごとに行う。	厚生労働省において、事前評価の評価結果に基づき、事業の採択を行う。
再評価	個々の公共事業であって、別途要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの 〔原則として事業採択後5年を経過して実施中の事業〕	原則5年経過ごとに実施 ※ その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施	【地方公共団体等が実施する事業】 水道施設整備事業者 【水資源機構が実施する事業】 水資源機構	採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト削減、代替案立案等の可能性の検討等を各事業ごとに行う。	水道施設整備事業者及び水資源機構は、再評価の評価結果に基づき、以下の措置を講ずることとする。 ① 事業の継続 現計画による整備が適切であると認められる場合 ② 事業計画等の見直し 事業実施計画、施設規模の見直しが必要と認められる場合 ③ 休止 諸問題の解決に時間を要すると認められる場合 ④ 中止 社会経済情勢の急激な変化等のため需要等が当初の見込みと大幅に乖離した等の事情により、事業の効果がなくなっていると認められる場合

(注) 厚生労働省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。

【農林水産省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	評価法第9条及び評価法施行令第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業	新たに事業を採択する時までに評価を実施（個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施）	<p>実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業農村整備事業等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業及び機構等営事業 ・ 農村振興局 ・ 地方農政局 ・ 補助事業 ○ 農村振興局 ○ 生産局（北海道） ○ 地方農政局 ○ 沖繩総合事務局（沖繩県） ○ 林野公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業及び機構等営事業 ・ 林野庁 ・ 補助事業 ○ 水産関係公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業 ・ 水産庁 ・ 補助事業 	費用対効果分析その他の手法により、事業効果を定量的に測定・把握	評価結果に基づき新規採択（着工要求）地区を決定
再評価（期中の評価）	原則として、評価法第7条第2項第2号及び評価法施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未着手の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業採択から未着手のまま5年を経過した時点 ○ 未了の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業採択から未了のまま10年を経過した時点 ○ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと <p>※ 自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた事業については、適切な時期に評価を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業農村整備事業等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業及び機構等営事業 ・ 農村振興局 ・ 地方農政局 ・ 北海道開発局（北海道） ・ 沖繩総合事務局（沖繩県） ・ 補助事業 ○ 農村振興局（北海道） ○ 生産局（北海道） ○ 地方農政局 ○ 沖繩総合事務局（沖繩県） ○ 林野公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業及び機構等営事業 ・ 林野庁 ・ 補助事業 ○ 水産関係公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業 ・ 水産庁 ・ 補助事業 	以下の評価項目について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価して、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
完了後の評価	原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業(補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施)	事業完了後一定期間(おおむね5年)経過後に実施 ※ これ以外の時期においても、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認められた場合には、実施	○農業農村整備事業等 ・直轄事業及び機構等営事業 農村振興局(※1) 地方農政局 北海道開発局(北海道) 沖縄総合事務局(沖縄県) 機構等(※2) ・補助事業 農村振興局(北海道) 生産局(北海道) 地方農政局 沖縄総合事務局(沖縄県) ※1:国営草地開発事業の場合 は生産局及び農村振興局 ※2:独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構 ○林野公共事業 ・直轄事業及び機構等営事業 林野庁 ・補助事業 林野庁 ○水産関係公共事業 ・直轄事業 水産庁 ・補助事業 水産庁	以下の視点について事業の特性に応じた評価項目を設定し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価 ①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ②事業効果の発現状況 ③事業により整備された施設の管理状況 ④事業実施による環境の変化 ⑤社会経済情勢の変化 ⑥今後の課題等	対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を推進

(注) 1 農林水産省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。
2 「区分」欄の()内は、農林水産省の区分における呼称である。

【経済産業省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	<p>地方公共団体等が工業用水道事業費補助金の交付を受けて実施する個々の建設及び改築事業（評価法施行令第3条第4号で定める要件に該当する事業）</p> <p>・新規の事業に補助金を交付する場合 ・過去、補助金を交付した事業であつて、補助金の交付を休止している事業に対して、再度補助金を交付する場合</p>	事業に関する事前評価を年度末までに実施（予算要求を伴う事業の評価については概算要求までに実施）	経済産業省において実施	費用便益分析とその他の指標による評価項目を総合的に評価	評価結果を基に、当該事業の補助金交付に関する対処方針を決定
再評価 （事後評価）	<p>地方公共団体等が工業用水道事業費補助金の交付を受けて実施する個々の建設及び改築事業</p> <p>・長期にわたり継続中の事業に対して補助金を交付する場合であつて、事業の評価を実施後、5年以上連続して補助金の交付を受けている事業 ・事業計画の大幅な変更や、事業の継続に対する疑念等が生じたことを確認した場合 ・評価法第7条第2項第2号に該当する場合</p>	事業に関する事後評価を年度末までに実施（予算要求を伴う事業の評価については概算要求までに実施）	経済産業省において実施	費用便益分析とその他の指標による評価項目を総合的に評価	<p>評価結果を基に、当該事業の補助金交付に関する対処方針を決定</p> <p>① 事業の継続 現計画による整備が適切であると認められる場合 ② 事業計画を見直し継続 事業実施計画、施設規模の見直しが必要と認められる場合 ③ 事業の休止 需要の発生が遅れ等の理由により、当分の間、施設整備を見合わせる必要があると認められる場合 ④ 事業の中止 需要が見込まれない等、事業の実施の必要性が失われていると認められる場合</p>

(注) 1 経済産業省の評価実施要領等を基に作成した。
 2 「区分」欄の（ ）内は、経済産業省の区分における呼称である。

【国土交通省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価 (新規事業採択時評価)	<p>維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費を予算化しようとする事業 ・準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業(※) <p>〕</p> <p>※ 高規格幹線道路に係る事業等における着工準備費又はダム事業における実施計画調査費を予算化しようとする事業で、事業採択前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なもの</p>	原則として当該予算に係る年度の前年度末までに実施	本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関 (一括配分に係る事業の場合) 地方支分部局等	費用対効果分析を行うとともに、事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況等も含め、総合的に評価を実施	評価結果に基づき、当該事業の予算化、補助金交付等に係る対応方針を決定
再評価	<p>維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業</p> <p>①事業採択後5年間で経過した時点で未着工の事業</p> <p>②事業採択後10年間(※)が経過した時点で継続中の事業</p> <p>③高規格幹線道路に係る事業等における着工準備費又はダム事業における実施計画調査費の予算化後5年間で経過した事業</p> <p>④事業採択後3年間で経過した時点で未着工又は事業採択後7年間(※)が経過した時点で継続中の官公庁施設の建設等の事業</p>	<p>【左記①の事業】 事業採択後5年目の年度末までに実施</p> <p>【左記②の事業】 事業採択後10年目の年度末までに実施</p> <p>【左記③の事業】 着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施</p> <p>【左記④の事業】 (3年未着工) ・事業採択後3年目の年度末までに実施 (7年継続) ・事業採択後7年目の年度末までに実施</p>	<p>【直轄事業】 (本省等が行う事業の場合) 本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関 (地方支分部局等が行う事業の場合) 地方支分部局等</p> <p>【独立行政法人等施行事業】 独立行政法人等 【補助事業等】 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等</p>	<p>以下の視点により評価</p> <p>① 事業の必要性等</p> <p>i) 事業をめぐる社会経済情勢等の変化</p> <p>ii) 事業の投資効果(原則として費用対効果分析を実施)</p> <p>iii) 事業の進捗状況</p> <p>② 事業の進捗の見込み</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案等の可能性</p>	<p>評価結果に基づき、当該事業の継続又は中止に係る対応方針(※)、補助金交付等に係る対応方針を決定</p> <p>※ 事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)</p>

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
	<p>⑤事業採択後、河川整備計画の策定等が行われ、同計画に位置付けられることとなった事業</p> <p>⑥再評価実施後一定期間（3年、5年又は10年）が経過している事業</p> <p>⑦社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p> <p>※・事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断</p> <p>・事業採択時における予定事業実施期間が5年以上の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施</p>	<p>【左記⑥の事業】 再評価実施時から左記⑥の期間経過後の年度末までに実施</p> <p>※ 左記の予備的な検討の結果再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施</p>			

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
完了後の事後評価の事後評価	<p>事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業及び改めて完了後の事後評価を行う必要がある事業（※）</p> <p>※ 事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業</p> <p>（ ・審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると事後評価の実施主体の長が判断した事業 ・審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると事後評価の実施主体の長が判断し、その措置が講じられた事業 ・その他、事後評価の実施主体の長が必要と判断したものである ）</p>	<p>○ 事業完了後一定期間が経過した事業 → 事後評価の対象となる年度の年度末までに実施</p> <p>○ 審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業 → 審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が実施時期を決定</p>	<p>【直轄事業】 (本省等が行う事業の場合) 本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関(地方支分部局等が行う事業の場合) 地方支分部局等 【独立行政法人等施行事業】 独立行政法人等 【補助事業等】 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等</p>	<p>以下の視点により評価</p> <p>① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化</p> <p>② 事業の効果の発現状況</p> <p>③ 事業実施による環境の変化</p> <p>④ 社会経済情勢の変化</p> <p>⑤ 今後の事後評価の必要性</p> <p>⑥ 改善措置の必要性</p> <p>⑦ 同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し</p> <p>の必要性</p>	<p>○ 評価結果に基づき、完了後の事後評価を今後実施するかどうか、改善措置を実施するかどうか等の対応方針を決定</p> <p>○ 事後評価の結果を同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映</p>

(注) 1 国土交通省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。
2 「区分」欄の（ ）内は、国土交通省の区分における呼称である。

【環境省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	<p>評価法施行令第3条に規定する個々の公共的な建設の事業の実施又は補助を目的とする政策</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>廃棄物処理施設整備事業 市町村等が補助金の交付を受けて行う廃棄物処理施設の整備事業であって、国庫補助対象事業費が10億円以上を要することが見込まれる個々の事業（災害等による施設の復旧事業を除く。）</p> <p>自然公園等事業 直轄事業及び自然環境整備交付金事業のうち以下の事業を除くすべての事業</p> <p>①維持、管理に係る事業 ②災害復旧に係る事業 ③ごく少額の事業（2,000万円以下の事業） ④調査に係る事業</p> </div>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 評価対象補助事業の国庫補助の採択の決定に併せて、当該評価対象補助事業の評価を実施</p> <p>【自然公園等事業】 原則として当該予算に係る年度の前年度末までに実施（補正予算等により年度途中に評価対象事業を実施する場合は、当該年度に評価を実施）</p>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 環境省（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）</p> <p>【自然公園等事業】 ○直轄事業 ○国立公園整備事業（地方環境事務所 （国民公園等整備事業） 国民公園等管理事務所 ○自然環境整備交付金事業 自然環境整備交付金の交付を受ける都道府県</p>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 市町村、都道府県及び民間事業者等が、補助金の申請に当たり提出する事業計画書において当該評価対象補助事業に関して自ら実施する費用対効果分析の結果を踏まえ、評価対象補助事業の必要性、効率性及び有効性の観点等から費用対効果分析を実施すること等により、当該評価対象補助事業の評価を実施</p> <p>【自然公園等事業】 費用便益分析及びその他の手法により、総合的かつ客観的に事業を評価</p>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 評価結果は、国庫補助対象事業としての採否の決定に活用するほか、廃棄物処理施設の整備方策等の検討に活用</p> <p>【自然公園等事業】 評価結果に基づき、当該事業の予算化に係る対応方針を決定</p>

(注) 環境省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。